

| | |
|------|---|
| 教育課題 | 第12分科会 自立と共生 研究課題 自立や共生の実現に向けた特別支援教育と環境教育の推進における校長の在り方 |
|------|---|

分科会の趣旨

我が国が目指している社会は、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のために、小学校教育においては、自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むとともに、一人一人が仲間として支え合いながら、より良い社会を築いていくうとする「共生」と世界中で深刻化する環境問題の課題解決に向かう自然との「共生」の態度を養うことが大切である。

学校においては、障がいの有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くために、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うことが重要である。これらのこととは、特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校においてなされるものである。

また、環境汚染や異常気象、自然災害の多発等の地球環境の悪化を受け、環境破壊の抑止、生物多様性の保全等の地球環境保全の考えに立ち、自然環境の保護・整備や循環型社会の形成に向けた意識改革を図り、かけがいのない地球全体の環境保全に取り組む意欲を高め、能力を育成する環境教育の推進が望まれている。

ここでは、全教職員が「自立と共生」の社会づくりにおける特別支援教育や環境教育の役割について共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立や、家庭・地域・関係機関との連携等を進めることが重要となる。

本分科会では、子どもの自立を図るための特別支援教育や、「持続可能な社会」の担い手を育む環境教育を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 子どもの自立を図る特別支援教育の推進

障がいの有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くため、学校教育において、積極的に特別支援教育を推進していかなければならない。そのためには、障がいのある子どもの状態を的確に把握し、教育的支援を必要な時に提供することにより、その能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要がある。

校長は、特別支援教育の理念や指針を理解し、校内支援体制の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、全ての子どもの自立と共生を目指し、特別支援学級と通常の学級の双方の担任の専門性の向上と授業改善を図らなければならない。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 持続可能な社会の担い手を育み、教科・領域との関連を図った環境教育の推進

自然環境を大切にしようとする子どもの意識と意欲を育てるためには、身近な環境問題に関心をもたせ、問題を見出し、考え、判断し、より良い環境づくりや環境の保全に主体的に取り組む態度と能力を育成しなければならない。また、子どもたち自身が、自分は被害者であると同時に加害者にもなり得るという認識をもって、人類の一員として自然と共に存できる持続可能な社会の担い手であることに気付かせることが必要である。

学校においては、総合的な学習の時間を中心に各教科、道徳、特別活動などとの関連を図るとともに、体験的な活動も重視しながら家庭・地域・関係機関との連携を図りながら実践を進めていかなければならない。

このような視点に立ち、学校全体で取り組む環境教育の推進と指導体制づくりにおける校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第12分科会 「自立と共生」

研究課題 「自立や共生の実現に向けた特別支援教育と環境教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD, ADHD, 高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校において通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても、着実に取組が進んできている。さらに、28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、今日の世界的な課題でもある環境問題について、限りある地球資源の効率的な利用や環境への負荷を最小限にとどめるとともに、次世代も含む全ての人々が健康で文化的な生活を営むことができる持続可能な社会を構築することが求められており、エネルギーを含めた多くのものを循環させていく社会生活の営みが重要になっていく。しかも、それらは単なる危機意識や理解にとどまらず、自分たちの身近なものから実践していくような態度と意欲が大切である。

こうしたことから、特別支援教育や環境教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、環境問題の解決や改革に、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全され、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる持続可能な社会である。その実現のため、学校教育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育や環境教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

校長は、家庭・地域社会・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添う教育活動や環境教育の充実に向けて強くリーダーシップを発揮することが求められている。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 子どもの自立を図る特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門的向上

(2) 持続可能な社会の担い手を育み、教科・領域との関連を図った環境教育の推進

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の関連を図り、全校体制で取組む環境教育の推進
- ・家庭、地域、関係機関との連携を図り、環境保全に主体的に取り組む態度と能力を育てる実践的な活動の工夫

3. 分科会の方向性と研究視点に関する資料

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改訂に向けた

審議のまとめ

平成28年 中教審

特別支援教育部会における審議の取りまとめ

(3) 小、中学校

特別支援学級に在籍する子どもたち、通常の学級に在籍し通級による指導を受けている子どもたちは年々増加している状況を踏まえると、特別支援学級だけでなく、全ての学級において発達障がいを含めた障がいのある子どもたちが在籍することを前提とした学校経営・学級経営が求められており、すべての学校において特別支援教育を推進していく必要がある。

- ・特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容に関する事項の一部または全部を当該学年の前各学年のものに差し替える場合及び知的障がいのある子供たちのための各教科に変える場合の留意点などを具体的に示すことが必要である。
- ・通級による指導を受ける内容は、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導であって、特別支援学校の自立活動に相当するものであることをより明確に示し、学校種ごとに子どもたちの障がいの状態や発達の段階等を踏まえた記載を充実することが必要である。
- ・すべての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障がい種別の指導のみならず、各教科等の学びの過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。
- ・グローバル化等の社会の急激な変化の中で、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、交流及び共同学習の一層の推進を図ることの重要性を示す必要がある。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用の留意点（例えば、実態把握への専門家の参画やP D C Aサイクルによる評価・改善等）を、それぞれの計画の関係性を踏まえながら示すことが必要である。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他の指導上の配慮との関係性についても記述することが必要である。
- ・学校全体で特別支援教育の支援体制を構築することの重要性をすべての教職員が理解することが必要であり、特別支援教育コーディネーターの業務や、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とする行内体制の在り方等（特別支援教育に関わる校内委員会や園内委員会の役割、特別支援学級の学級担任や通級による指導の担当教員、教務主任や生徒指導主事等の連絡等）について具体的に示す必要がある。

特別支援教育について

平成25年 文部科学省

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成18年度までは盲学校・聾学校・養護学校）や小学校・中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級），あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われています。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加してきています。平成23年5月1日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約2.7パーセントとなっています。また、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数について、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（資料（データ、通知、答申、報

告書等)では、約6.5パーセント程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しています。

障がいのある児童生徒をめぐる最近の動向として、障がいの重度・重複化や多様化、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、障がい者の自立と社会参加などが進んでいます。

このような動向を踏まえ、平成17年12月8日には、中央教育審議会において「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」が取りまとめられました。この答申における提言等を踏まえ、文部科学省においては次の制度改正を行ったところです。

通級による指導の対象にLD・ADHDが新たに加えられました(平成18年4月施行)。

学校教育法等が改正され、従来の盲・聾・養護学校の制度は複数の障がい種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換され、また小・中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。さらに、これに伴う関係法令の整備の中で、障がいのある児童の就学先を決定する際には保護者の意見も聞くことが法令上義務付けされました。

平成25年度 特別支援教育体制整備状況調査

文部科学省

調査結果の概要

(1) 年度別推移

全調査対象の合計(国公私立の幼小中高校の合計)では、比較できる全ての調査項目で平成24年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「実態把握」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んでいる。今後は、障がいのある児童生徒一人一人に対する支援の質を一層充実させることが課題となっている。

また、公立高等学校においては、「校内委員会の設置」、「実態把握」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制は、ここ数年で着実に進みつつある。

(2) 幼小中高別

小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校における体制整備は依然として課題である。

(3) 校内委員会

「校内委員会の開催回数」は3回以上が全体で50%を超えている。

(4) 特別支援教育に関する教員研修の受講

「教員研修の受講状況」については、全体で73.1%となり、うち管理職(校長、副校長、教頭)の受講率については85.3%である。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24年7月 中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障がい者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 署名時仮訳: 包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳: 教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

3. 障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障がい者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の環境整備

文部科学白書 2015

第3章 生涯学習社会の実現 第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

7 環境教育・環境学習の推進 (1)環境教育の意義 (2)環境教育・環境学習推進のための施策

文部科学省

現在、地球温暖化や自然環境破壊、資源エネルギー問題など地球環境の悪化が深刻化する中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築することが大切であり、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。特に、「教育基本法」においても、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(第2条第4号)と規定されているように、将来を担う子供たちに対する環境教育は非常に重要な意義を持っています。

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、社会科や理科といった教科ごとの学習だけでなく、総合的な学習の時間を活用した教科横断的な学習が児童生徒の発達段階に応じて行われています。

環境教育に活用できる学校づくり実践事例集

平成23年9月30日 文部科学省

に資する（教育面）」の視点での学校施設づくりに関する事例集「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」を作成しました。本事例集は、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組や本格的なエコ改修を行った学校とともに、比較的簡易な施設の工夫で環境教育に活用している事例を紹介しています。また、環境教育の授業の学習指導案づくりの際に参照できる環境教育プログラムを環境対策の手法ごとに収録しています。

東日本大震災によって、電力供給力が大幅に減少し、節電などの電力需給対策が求められています。

す。また、平成23年6月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、環境教育の教材として活用することなどエコスクールに関する規定が追加されました。こうした動向と相俟って、本事例集が、学校施設に携わる方や教職員の方々に広く親しまれ、学校施設を活用した環境教育の取組のきっかけとなることを期待します。

環境教育に関する取組について

文部科学省 環境省

学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようになることが重要。

このため、学校教育においては、社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

<平成25年度 ECO学習ライブラリー 環境省>

環境教育や環境学習を行う学校教師、指導者、家庭や地域の方々、子ども、職場の皆さんを対象に、環境教育・環境学習に関する情報を総合的に提供しています。

学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容

文部科学省

| | |
|-----------|---|
| 前文 | 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと |
| 社会科 | (3-4年) 身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解する 自分たちの県の地理的環境の概要を理解する 県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解する (5年) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現する |
| 理科 | 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。 (6年) 生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して |
| 生活科 | 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。 |
| 家庭科 | 環境に配慮した生活 ア自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 |
| 道徳 | 自然愛護 身近な自然 自然のすばらしさ 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。 |
| 総合的な学習の時間 | 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。 |
| 特別活動 | 学級活動、児童会活動、学校行事 |